

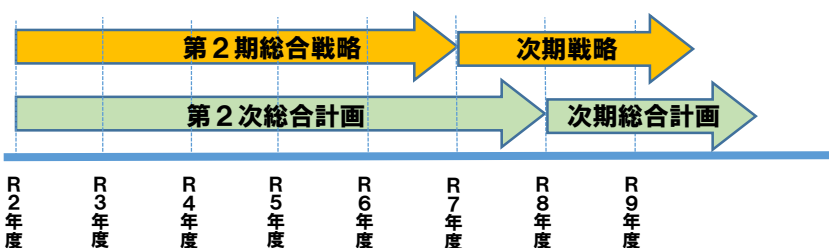
総合戦略と総合計画

総合戦略とは、まち・ひと・しごと創生法に基づき急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力ある地域社会の形成に向けて、産業の育成や雇用の創出、結婚や子育て、就業の支援などを一体的に推進しながら持続可能なまちを創るため人口政策と経済政策を柱に本市の地方創生に向けて実施する施策の方向性や取組、具体的な数値目標をまとめたもの。

総合計画とは市の最上位計画であり、本市の将来像とまちづくりについて、「人を創る」「経済を創る」「住み続けたいまちを創る」の深化と地方創生に向けた取組を包括した市政運営の基本方針を示すもの。

→総合戦略と総合計画は共通項が多く、親和性が極めて高い。

計画期間(現行)



現行の総合戦略の計画期間については、令和2年度～6年度の5年間、総合計画は平成28年度～令和7年度の10年間(前期5年、後期5年)としており、次期総合戦略の策定の1年後には次期総合計画を策定することとなる。

→現在の総合戦略の期間において次期総合戦略を策定する場合、現行の総合計画を勘案することとなる。

次期総合戦略の方針について

次期総合戦略を令和7年度からの計画とすると、上述のとおり総合計画との計画期間のずれが生じるとともに、次期総合計画における基本構想策定前に、地方創生における施策の方向性を決めることとなり、総合計画との整合性が取りにくくなる。

→次期総合戦略の策定について、①現計画の1年延長、②次期総合計画への一体化(位置付け)を行うことにより、総合計画との計画期間を完全に一致させ、本市が

掲げる将来像や基本目標との整合性を図ることができる。また、両計画を一体的に検証することが可能となり、本市の施策により一貫性を持たせることができ、市政の見える化に資する。さらには行政運営の効率化に繋がる。

第2期総合戦略の延長及び次期総合戦略の策定イメージ

